

様

ときがわ町長

印

ときがわ町産材活用住宅リフォーム助成金交付（変更）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったときがわ町産材活用住宅リフォーム助成金については、審査の結果、下記のとおり（変更）決定しましたので、ときがわ町産材活用住宅リフォーム助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 助成金交付（変更）決定額 金 _____, 000 円

(内訳) 予定工事金額 (_____ 円) $\times 10 / 100 =$ _____, 000 円

2 助成金交付の条件

- (1) 改修工事は、年 月 日までに完了して下さい。
- (2) 助成の対象工事が完了した場合、完了後1月以内に実績報告書を関係書類と共に提出して下さい。
- (3) 助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。
- (4) 次に掲げる場合においては、助成金の交付決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めます。
 - ① 偽りその他不正な行為によって助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - ② 要綱の規定に違反したとき。